

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現 状

(1) 地域の自然災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

真岡市防災マップ（令和5年10月更新）によると、洪水予報河川である鬼怒川、五行川、小貝川周辺の広範囲に浸水想定区域が指定されており、0.5～3.0mの浸水が想定されている。特に、市中心部の五行川周辺においては、3.0m～5.0mの浸水想定区域の場所がある。商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

(土砂災害：ハザードマップ)

真岡市防災マップ（令和5年10月更新）及び、真岡市土砂災害ハザードマップ（平成26年3月作成）によると、真岡商工会議所管内に66箇所の急傾斜地崩壊、土石流等の危険箇所があり、土砂災害警戒区域に指定されている。特に、山前地区の山裾近くでは、多くの箇所で土石流の被害が発生する恐れがある。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの全国地震動予測地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で、26%以上の確率で発生すると言われている。

また、真岡商工会議所地域を含む市周辺では、広範囲に被害をもたらす活断層は確認されていないが、真岡市は、首都直下地震が発生した際に、震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の情報を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市区町村を含む。）になる首都直下地震緊急対策区域として指定されている。商工業者へのリスクとしては、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、中心市街地の商店街地区は事業者が密集しており、火災による被害に加え、商店街のにぎわいが失われることによる、販路の縮小や商圏の喪失などのリスクも存在する。

(その他)

近年の温暖化による異常気象により、局地的な大雨が頻発している状況であり、真岡市としても、災害の規模や状況に応じた柔軟な対応が必要である。また、道路の冠水などのライフラインに影響を及ぼす恐れのある箇所がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、真岡市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。商工業者へのリスクとしては、インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセルやイベントや会合の休止、外出自粛の動き等による売上の急減、海外工場の操業停止や部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱による受注の停止などが想定される。また、従業員本人が罹患した場合、従業員の家族が感染した場合又は学校等が休校となり子どもの世話が必要となった場合、従業員が出勤できなくなるリスクも存在する。

(サイバー攻撃)

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が、国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報の流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・商工業者数 2,265者
- ・小規模事業者数 1,677者

【内訳】

業種	商工業者	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	309	300	管内全域に広く分布している
製造業	197	112	管内全域に広く分布している
卸売、小売	566	342	管内全域に広く分布し、特に中心部に集積している
不動産、物品賃貸業	161	160	管内中心部に分布している
宿泊業、飲食サービス業	281	194	管内全域に広く分布し、特に中心部に集積している
生活関連サービス業、娯楽業	218	211	管内中心部に分布している
その他	533	358	管内全域に広く分布している
事業所合計	2265	1677	

(3) これまでの取組

1) 真岡市の取組

- ・真岡市地域防災計画の策定（令和6年2月改定）
- ・真岡市国土強靱化地域計画の策定（令和7年3月計画改定）
- ・真岡市防災マップ（令和5年10月更新）
- ・BCP（事業継続計画）策定推進都市宣言
- ・BCP策定
- ・防災の研修・講習会、防災訓練の実施
- ・災害情報の発信（防災行政無線・真岡市防災WEB）
- ・防災備品の備蓄
- ・気象防災アドバイザーの配置
- ・真岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 真岡商工会議所の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・栃木県火災共済（協）と連携した火災共済への加入促進
- ・真岡市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯等）の備蓄
- ・BCP策定（令和4年8月感染症に対する対応を追記）

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況（R6年度）

- ・巡回経営指導時における災害リスクの相談、指導 10件
- ・管内事業所への事業者BCPに関する国の施策等周知 1回
- ・事業継続力強化計画策定セミナー 1回
- ・事業者BCP策定セミナー 1回
- ・事業者BCP策定専門家相談 3件
- ・栃木県火災共済（協）と連携した火災保険への加入促進 6件
- ・災害発生時の連絡ルート確認のための訓練 1回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 管内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害等リスクについて当所と真岡市関係部署との間で十分な議論が出来ていない。
- ③ 真岡商工会議所においては、指導員含め世代交代が著しく、若手経営指導員・支援員のスキルが十分備わっていないため、事業者BCPの策定支援が出来る人材が不足している。そのため、事業継続力強化計画の必要性を伝える周知活動（巡回指導等）にも職員によってばらつきが目立ち、積極的に行動できていない。

【対策】

- ① 事業継続力強化の取り組み状況については、経済産業省 HP に掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や域内事業者へのアンケート、聞き取り等で把握する。
- ② 真岡市商工観光課、危機管理課、真岡商工会議所で年1回の協議を行い、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また実施状況に応じて見直しを行う。
- ③ 保険・共済、資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言、相談対応ができる経営指導員の不足、若手経営指導員のスキルアップについては、栃木県商工会議所連合会を通して提携を結んでいる東京海上日動火災保険株式会社、栃木県火災共済協同組合、日本政策金融公庫、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣等を行う。加えて、職員に対しては、積極的な研修、勉強会への参加を促し、専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目 標

- ・管内事業者におけるBCP策定の必要性を唱え、自然災害や感染症等事業継続リスクを認識させ、事業者BCPの策定や損害保険の加入を促す。
- ・市内の主要産業である、製造業、建設業をはじめ、地域経済圏の中心にて事業を展開している小売業、サービス業においては、ほとんどの事業者が小規模事業者であるため、それらの事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・支援においては、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
現状では、市内小規模事業者の内、事業者BCP策定を行っている事業所を把握していないため、まずは管内小規模事業者の事業者BCP策定割合を調べ、事業者BCPを策定していない小規模事業者へは、事業者BCPの策定支援の重要性を伝え、策定支援を行い、管内小規模事業者における事業者BCP策定率を上げていく。加えて、被災時の事業継続力強化として、損害保険の加入などのリスクファイナンスの取り組みを促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいく

- ① 管内事業所における事業者BCP策定割合を把握する。
- ② 年8者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ③ 損害保険加入の取り組み（特に創業者向け）を年10者行う。
- ④ 上記目標達成のため、年1回のセミナーを開催する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取り組み状況を把握する。
- ・巡回、窓口指導、アンケート等において、市内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況を把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会議所会報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・関東経済産業局HP掲載のリスクファイナンス判断シートを活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
(HP:https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522_risk_finance_sheet_press.html)
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(3) フォローアップ

- ・真岡市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、巡回訪問、窓口対応等で得た事業所の事業継続力強化に対する状況を把握し、栃木県よろず支援拠点の専門家を紹介する。
- ・事業者BCPの策定後3～5年経過した事業者に対し、巡回訪問時に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについて指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し・計画期間終了の計画の再策定・最新性へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌等で管内事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同業種等、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を促していく。

(5) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

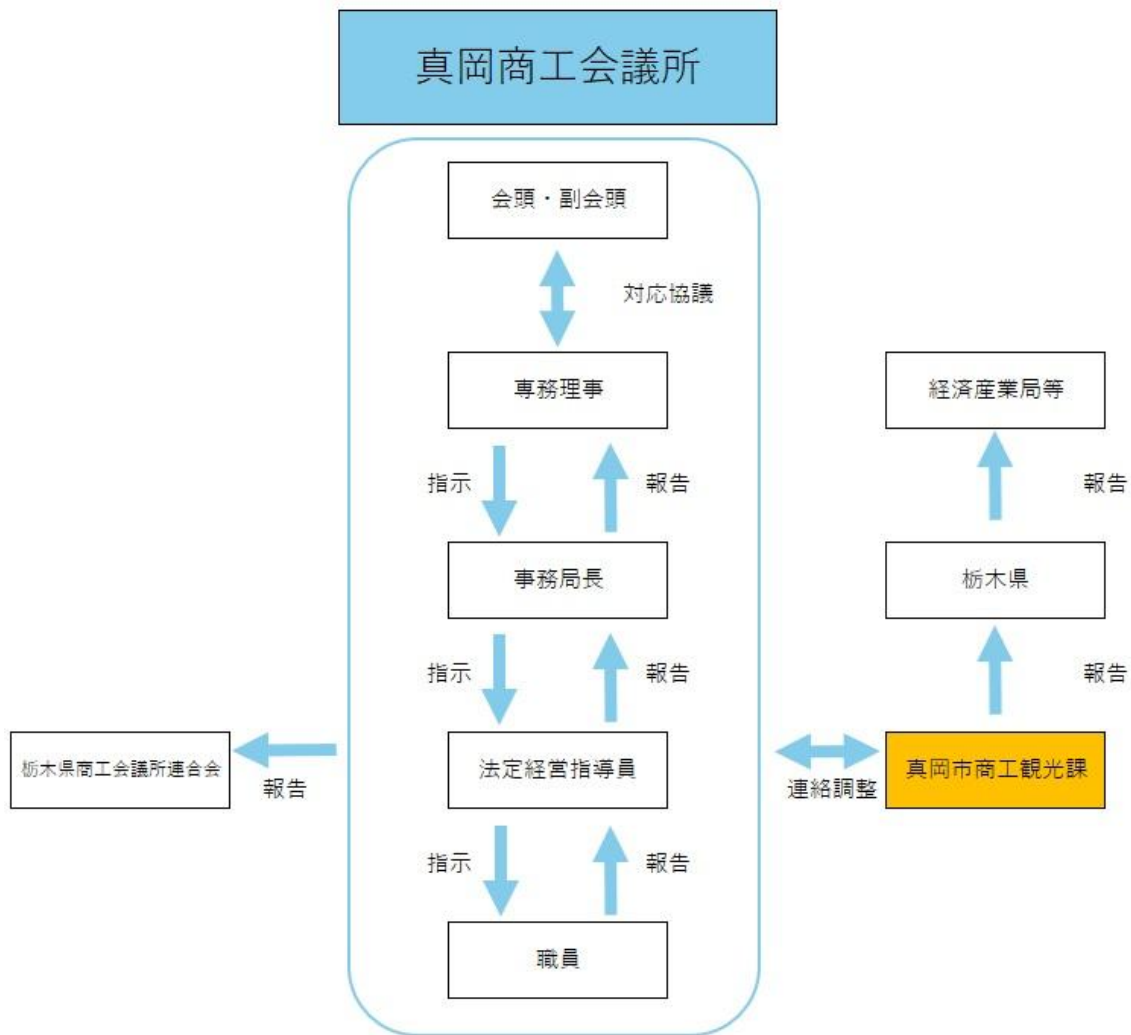
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

(6) 訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱以上の地震、東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

3 リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。



4 リスク発生時の対応

(1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。
 なお、大規模災害発生を目安は以下の通りとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・発災後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、真岡商工会議所BCPに則り、災害に関する公表内容を整理し、職員の業務従事の可否を真岡市へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・真岡商工会議所は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。
- ・真岡市は、罹災証明申請書に被害状況の記載欄を設け、管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・真岡市と真岡商工会議所は、以下の間隔で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・真岡市と商工会議所とで情報を共有した上で、真岡市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会議所においては栃木県商工会議所連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。なお、報告は3)と同様の様式で行う。

(2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・真岡市で取りまとめた「真岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、真岡商工会議所による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

3) 管内事業者に被害状況の確認

- ・真岡商工会議所は、感染状況により巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。
- ・真岡市は、来庁又は問合せを受けた管内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、真岡市と真岡商工会議所で情報を共有した上で、真岡市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、真岡商工会議所においては栃木県商工会議所連合会が定める期日までに栃木県商工会議所連合会に対しても報告を行う。

(3) 被災事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の開設方法については真岡市と相談する。
- ・安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、栃木県、真岡市等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

2) 復旧・復興支援

- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、栃木県、真岡市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県・栃木県商工会議所連合会等に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

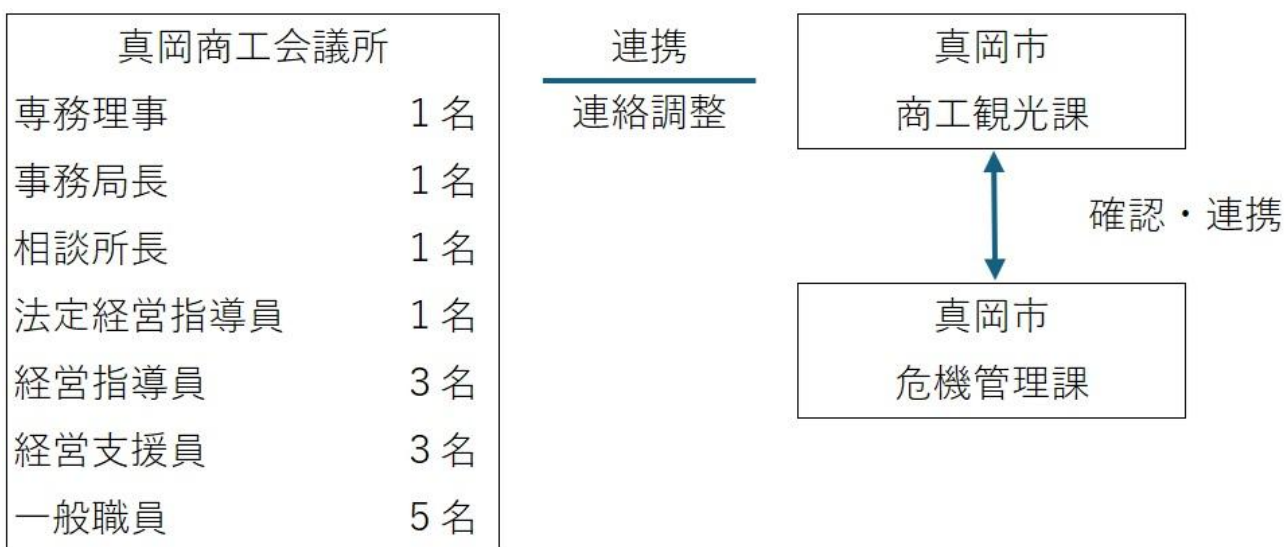
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

1 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



① 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・真岡商工会議所、真岡市商工観光課、危機管理課が連携し地域の実情を踏まえた災害リスクを把握し、本計画の支援方針を決定するために協議を行う。
- ・また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

② 真岡商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員3名、経営支援員3名の体制で巡回指導を行う。特に、必要に応じて小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員3名、経営支援員3名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を真岡商工会議所と真岡市とで共有・評価し、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・事業継続力強化計画、BCP策定セミナー等の積極的な参加、防災・減災や、保険、リスクファイナンス等の専門家知識の習得及び最新情報の収集に努める。

2 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 上野 貴久（連絡先は後述（3）①参照）

②法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画実行
- ・本計画の取り組み実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

真岡商工会議所 指導1課

〒321-4305

栃木県真岡市荒町1203

TEL：0285-82-3305 / FAX：0285-82-7967

E-mail：info@moka-cci.or.jp

②関係市町村

真岡市産業部 商工観光課

〒321-4395

栃木県真岡市荒町5191番地

TEL：0285-83-8134 / FAX：0285-83-0199

E-mail：syoukou@city.moka.lg.jp

4 被害情報報告先

①栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501

栃木県宇都宮市埜田1-1-20

TEL：028-623-3173 / FAX：028-623-3340

E-mail：shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

②栃木県商工会議所連合会

〒320-0806

栃木県宇都宮市中央3-1-4

TEL：028-627-3725 / FAX：028-632-9092

E-mail：info@ftcci.or.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
1. 専門家派遣費	100	100	100	100	100
2. セミナー開催費	100	100	100	100	100
3. 普及・啓発費	100	100	100	100	100
4. 防災・感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、真岡市補助金、栃木県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

